

# スズメバチにだけ用心!

## 〜駆除費の一部補助について〜

市では、スズメバチによる危害を防止し、生活の安全を図るため、スズメバチを駆除された方に対して補助金を交付しています。

猛暑の年はスズメバチの巣が非常に増えます。特に9月から10月にかけては集団の個体数が最大になり、刺傷被害が多発するようになります。素人が駆除するのは大変危険です。補助を希望する方は、駆除終了後1カ月以内に谷和原庁舎生活環境課へ申請してください。

### ■対象者

市内に土地・一般住宅を所有（賃借）する個人の方で（事業



者は除く）、ハチ駆除専門業者に依頼し、営巣しているスズメバチを駆除した方。世帯も含めて市税などの滞納のない方。

### ■補助額

駆除に要した費用額の2分の1（ただし、上限1万円）

※100円未満の端数は切捨てとします。

### ■期限

駆除を実施した日から1カ月以内

### ■申請先

谷和原庁舎生活環境課

### ■申請に必要なもの

業者からの領収書（日付入り）・印鑑・ハチの巣駆除前、駆除後の写真・補助金を受け取る際の口座番号のわかるもの。  
 ※市役所や消防署ではハチの駆除は直接行っておりません。業者を紹介させていただきます。  
 ※アシナガバチ・ミツバチなどは補助対象外です

**問** 谷和原庁舎生活環境課 ☎ 2111（内線8138）



# （野外焼却）野焼きは法律で禁止されています！

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、ダイオキシン類などによる人の健康や生活への支障を防ぐため、小規模の廃棄物焼却炉や野外での焼却行為が、原則禁止されています。違反者には、「5年以下の懲役もしくは1,000

万円以下の罰金または、この併科（両方を合わせて科すこと）」に処せられます。

ただし、以下のような場合は、政令で例外とされています。

**問** 谷和原庁舎生活環境課 ☎ 58-2111（内線8136）

政 令	主な具体例
国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川敷の草焼き、道路側の草焼き
震災、風水害、火災そのほか災害の予防 応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害などの応急対策、火災予防訓練
風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	正月の「しめ縄、門松など」を焚く行事、卒塔婆の供養焼却
農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	焼き畑、畔（水のほとり）の草および下枝の焼却
たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	落ち葉たき、たき火、キャンプファイヤー

※右記の焼却には、ビニールやプラスチック類が混ざらないように気をつけてください。また、野焼き禁止の外規定とされた行為であっても、生活環境上支障を与えず、苦情などのある場合は、改善命令や各種の行政指導の対象となりますのでご注意ください。また、焼却に伴い、悪臭が生じる場合は「悪臭防止法」で制限されますので、法令違反のないよう、併せてご注意ください。